

募集要項

成田ベスト日本語学校

〒287-0242

千葉県成田市多良貝 245 番地 308 号

Tel 準備中 (開校準備室 03-6869-2222)

Fax 準備中 (開校準備室 03-6806-5983)

URL <https://naritabest.co.jp/>

成田ベスト日本語学校について

◇所在地

- 〒287-0242 千葉県成田市多良貝 245 番地 308 号
JR 成田空港第 2 ビルより車で 15 分 (約 7.5km)

◇運営会社

- 株式会社ベスト (東京都新宿区百人町 1-22-19 筒井ビル 2、2F TEL : 03-6869-2222)
- 設立 2010 年 8 月
- 事業 日本語学校運営、通信機器販売業、インターネットサービス業、通信販売業

レベルと期間について

◇出願資格

- 12 年以上の学校教育課程又はそれに準ずる課程を修了している者
- 年齢が 18 歳以上の者
- 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- 日本留学に必要な学費生活費を確実に負担する者がおり、その方の資産形成過程を通帳などの資料で証明ができる者
- 大学・専門学校進学 2 年課程 : 日本語を 150 時間以上履修、日本語参照枠 A1 以上 (日本語能力試験 N5 相当以上)
大学・専門学校進学 1 年 6 か月課程 : 日本語を 400 時間程度履修、日本語参照枠 A2 以上 (日本語能力試験 N4 相当以上)
※日本語能力試験等の確認が出来ない場合は、当校実施のレベルテストに合格した者
- 本邦における不法滞在歴及び本邦あるいは自国での犯罪歴のない者
- 在留資格に問題ない者の本校への入学資格は、上記の条件に限らず、校長は入学を許可することがある。

◇コース期間と出願期間

入学時期	コース	出願期間
4 月	大学・専門学校進学 2 年課程	前年 9 月 1 日～10 月 31 日
10 月	大学・専門学校進学 1 年 6 か月課程	3 月 1 日～4 月 30 日

◇授業科目

<総合>

日本社会で円滑に生活し、社会に認められ持続的な関係を築くのに必要なコミュニケーション能力を身につけることを目指し、進学を希望する専門分野への接続に必要な言語的な知識や技能に加え、自らが取り巻く社会や話題に興味関心を持ち、情報の適切な取捨選択ができる。

<漢字・語彙>

幅広い情報に触れても、正確に読んで理解することができる。
必要に応じ、最適な表現を用いて記述することができる。

<聴解>

内容的にも言語的にも複雑な講義、話、報告、そのほかの学問的/専門的なプレゼンテーションの要点を理解できる。

<読解>

適切な参考資料を選択して使いながら、さまざまな目的や文章の種類に合わせて、読むスピード、読み方を変えながら、独力でかなりのところまで読み解ける。

<会話>

日本語を使うあらゆる場面で生じる幅広い話題について、流ちょうに、正確に、効果的に言葉を使うことができ、考えと考えの間の関係をはっきりとさせることができる。

<文法>

それぞれの場面において、適確な表現が使える、かなり正確に自分の考えを相手に誤解なく伝えることができる。

<作文>

いろいろな情報や議論をまとめて評価した上で、自分の関心がある分野の多様な意見について明瞭で詳細な文章を書くことができる。

<発表>

テーマに関連した広範囲な話題について、明確かつ詳細に記述、プレゼンテーションができる。

◇授業時間

- 月曜日～金曜日（週5日制） ※20時間/週（45分授業）
- クラスは入学後最初のテストの結果で決まります。

午前の部	9:00 ~ 9:45	午後の部	13:00 ~ 13:45
	9:45 ~ 10:30		13:45 ~ 14:30
	10:45 ~ 11:30		14:45 ~ 15:30
	11:30 ~ 12:15		15:30 ~ 16:15

入学者選考について

◇選考方法と基準

- 出願書類の内容を審査し、留学の意思、留学資格、学歴、経済状況、その他当校に入学するのにふさわしい方を選考します。
- 申請時点で日本語参照枠 A1～A2 以上（日本語能力試験 N5～N4 程度以上）の日本語能力が必要です。
- ご本人と面接します。（選考の結果、入学をお断りする場合があります。）

◇留学ビザ

- 原則として、日本語学校で勉強する方は留学ビザが必要です。
- 留学ビザを取得するには、日本の出入国在留管理局が交付する「在留資格認定証明書」の取得が必要です。
- 当校が「在留資格認定証明書」を皆さんに代わって日本の出入国在留管理局に交付申請します。
- 入学後、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受けると、学業に支障のない範囲で、週 28 時間以内でアルバイトをすることができます。

※注意

<国民健康保険制度>

- 日本の法律により、国民健康保険に加入することが義務づけられています。
- 来日後、市役所等で住民票登録をするときに、国民健康保険の加入手続きもしてください。
- 病院で治療を受ける場合に、医療費の 3 割を負担するだけで済みます。

<留学生保険>

- 病院で治療にかかった費用の 3 割を補償する保険です。
- 国民健康保険と合わせると医療費の全額が補償され、個人負担は無くて済むことになります。
- 病気やけがの補償だけでなく、火災や個人賠償責任補償にも対応しています。

<アルバイトについて>

- 留学生のアルバイトは、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受けた上で、1 週間に 28 時間以内（夏休みなどの長期休業期間は 1 日 8 時間、週 40 時間以内）のアルバイトが許可されます。
- 許可された時間を超えてアルバイトをした場合は、在留期間更新が許可されない場合があり、退学の対象となります。

<生活費について>

- 日本の物価は高いです。1 か月の生活費のめやすは、家賃、水道光熱費、携帯電話通信費、国民健康保険料、食費などで、約 60,000～80,000 円程度かかります。十分な生活設計を立てて生活してください。

入学までの流れについて

◇入学願書類の提出

- チェックリストに記載されているものを当校に提出してください。

◇入学選考

- 選考結果により、合格・不合格通知を発行します。
- 不合格の方には、在留資格認定証明書交付申請に関する書類をお返しします。
- 選考料はどのような理由があってもお返ししません。

◇在留資格認定証明書交付申請

- 合格の方について、出入国在留管理局に在留資格認定証明書交付申請を行います。書類内容を確認し、不足や不明点が見つかった場合には追加資料をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

◇在留資格認定証明書の交付

- 申請後2～3か月で交付・不交付の結果が出ます。
- 結果が出次第すぐにお知らせします。
- 証明書が交付された方には学費等納付金の請求書をお送りします。

◇学費等納付金の振り込み

- 当校指定の金融機関口座に請求書記載の金額を期限までに振り込んでください。

◇在留資格認定証明書・入学許可証の送付

- 学費等納付金の入金確認後、在留資格認定証明書、当校入学許可証、入学手続きのご案内をお送りします。

◇留学ビザ申請

- 在外日本大使館・領事館で留学ビザを申請してください。
- 留学ビザの申請には在留資格認定証明書と当校の入学許可証が必要です。

◇留学ビザ取得

- 留学ビザを取得したら、準備を整えて来日してください。

◇健康診断

- 来日後、入学前に当校が提携している病院を案内しますから、そこで健康診断を受けてください。
- 持病やアレルギーがある方はお知らせください。

◇オリエンテーション

- 日本語のレベルを確認するためのテストや面接をして、クラスを決めます。
- 授業開始前に使用教科書や必要教材を配布します。
- 当校で勉強するために必要なことや役に立つことを説明します。
- 日本で生活するためのマナーや習慣を説明します。

◇入学

- 当校での勉強が始まります。

入学願書類について

- 日本語以外の言葉で書かれた書類には日本語訳を必ず添付してください。
- 提出された書類は原則として返却しません。ただし、卒業証書の原本などは出入国在留管理局から在留資格認定証明書の交付・不交付の結果通知とともに返却されますから、その後お返しします。

◇チェックリスト

● 出願者に関する書類

1	<input type="checkbox"/>	証明写真 8枚	縦4cm×横3cm、3か月以内に撮影したもの。正面向き、胸から上、無帽、無背景、顔の輪郭が明瞭なもの。
2	<input type="checkbox"/>	パスポートの写し	白紙のページ以外全部のページ。表紙、裏表紙も。
3	<input type="checkbox"/>	入学願書（当校指定用紙）	出願者本人が、各項目に空欄のないように記入してください。学歴・職歴は継続的に記入し、空白期間がないようにしてください。進学準備期間、兵役期間も記入してください。
4	<input type="checkbox"/>	卒業証明書	最終学校卒業証書の原本または卒業証明書、大学・高校在学中の方は在学証明書、中退した方は在学期間証明書。
5	<input type="checkbox"/>	成績証明書	上記学校が発行した成績を証明する書類の原本。
6	<input type="checkbox"/>	在職証明書	在職中の方は在籍する会社等に発行してもらってください。
7	<input type="checkbox"/>	その他	追加資料が必要な場合（ ）

● 経費支弁に関する書類

A 出願者本人が支弁する場合			
1	<input type="checkbox"/>	経費支弁書（当校指定用紙）	経費支弁者が直筆で記入してください。
2	<input type="checkbox"/>	預金残高証明書	口座番号、通貨単位の記載のあるもの。予定在学期間に見合う残高のあること。
3	<input type="checkbox"/>	職業証明書	収入や預金残高を裏付ける資料として用意してください。書式自由。
4	<input type="checkbox"/>	収入証明書	年間総所得の記載のあるもの。
5	<input type="checkbox"/>	就学同意書	出願者自身が同意者として記入してください。
6	<input type="checkbox"/>	その他	追加資料が必要な場合（ ）

B 支弁者が日本以外の国に居住する場合			
1	<input type="checkbox"/>	経費支弁書（当校指定用紙）	経費支弁者が直筆で記入してください。
2	<input type="checkbox"/>	預金残高証明書	口座番号、通貨単位の記載のあるもの。予定在学期間に見合う残高のあること。
3	<input type="checkbox"/>	職業証明書	収入や預金残高を裏付ける資料として用意してください。書式自由。
4	<input type="checkbox"/>	収入証明書	年間総所得の記載のあるもの。
5	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本など	出願者と経費支弁者との関係を証明するもの。
6	<input type="checkbox"/>	就学同意書	経費支弁者が同意者として記入してください。
7	<input type="checkbox"/>	その他	追加資料が必要な場合（ ）

C 支弁者が日本に居住する場合			
1	<input type="checkbox"/>	経費支弁書（当校指定用紙）	経費支弁者が直筆で記入してください。
2	<input type="checkbox"/>	預金残高証明書	予定在学期間に見合う残高のあること。
3	<input type="checkbox"/>	職業証明書	会社勤務の方：所属先の在職証明書をご用意ください。 会社経営の方：会社に関する登記簿謄本などをご用意ください。 自営業の方：確定申告書控えの写しをご用意ください。
4	<input type="checkbox"/>	収入証明書	年間総所得の記載がある住民税課税証明書。
5	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本など	出願者と経費支弁者との関係を証明するもの。
6	<input type="checkbox"/>	就学同意書	経費支弁者が同意者として記入してください。
7	<input type="checkbox"/>	その他	追加資料が必要な場合（ ）

学費等納付金のお支払いについて

お支払時期	項目	大学・専門学校進学 2年課程	大学・専門学校進学 1年6か月課程
入学願書提出時	選考料	30,000円	30,000円
在留資格認定証明書 交付連絡時	入学金	80,000円	80,000円
	授業料	635,000円	635,000円
	施設費	10,000円	10,000円
	教材費	24,000円	24,000円
	課外活動費	15,000円	15,000円
	保険料	10,000円	10,000円
	健康管理費	10,000円	10,000円
	合計	784,000円	784,000円
入学1年後	授業料	635,000円	317,500円
	施設費	10,000円	5,000円
	教材費	26,000円	16,000円
	課外活動費	15,000円	7,500円
	保険料	10,000円	5,000円
	健康管理費	5,000円	5,000円
	合計	701,000円	356,000円
合計		1,515,000円	1,170,000円

◇返金について

- 入学者選考において不合格の場合：選考料は返還しない。
- 在留資格認定証明書が交付され、入学許可証を交付したにも関わらず、入学しなかった場合：選考料、入学金以外の納付金を返還する。

但し、在留資格認定証明書と入学許可証の返却を条件とする。

- 在外日本大使館・領事館にて入国査証が発給されなかった場合：選考料、入学金以外の納付金を返還する。

但し、入学許可証の返却と在外日本大使館・領事館において入国査証が発給されなかった事の確認を条件とする。

- 入国査証を取得したが、来日以前に入学をキャンセルした場合：選考料、入学金以外の納付金を返還する。

但し、入学許可証の返却と入国査証の失効確認を条件とする。

- 授業料を納付し入学後、1年目で中途退学する場合：選考料、入学金は返還しな

い。授業料も原則として返還しない。

但し学生が帰国する場合、一部の授業料を以下の通り返還する。

- 入学後 1 か月以内に退学し帰国する学生：9 か月分の授業料のみ返還する。
- 入学後 2 か月～3 か月以内に退学し帰国する学生：6 か月分の授業料のみ返還する。
- 入学後 4 か月～6 か月以内に退学し帰国する学生：3 か月分の授業料のみ返還する。
- 入学後 7 か月～9 か月以内に退学し帰国する学生：授業料の返還はしない。
- 2年目で中途退学する場合：学生が既に納めた授業料のうち、退学日の翌月分からの授業料のみ返還する。
- 授業開始日より来日が遅れた場合：受講できなかった期間の授業料は返還しない。